# 令和5年度 富山県中小企業等外国出願支援事業 募集のご案内

#### 外国出願に要する費用の助成

当機構では、優れた技術や製品等を海外に展開するために、知的財産権を広く活用しようとする 県内中小企業等が行う外国出願(特許、実用新案、意匠、商標(冒認対策商標を含む))に必要な経 費の一部を助成する外国出願支援事業を実施します。

### 助成対象となる経費

① 外国特許庁への出願手数料

・特許・実用新案 各国への直接出願費用、РСТ国際出願の国内移行費用

・商標 各国への直接出願費用、マドプロ出願費用・意匠 各国への直接出願費用、ハーグ出願費用

※ 日本国特許庁に支払う費用については助成対象外になります。

- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用

### 支援の対象・要件

- 中小企業者または中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)
- 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等も対象
- 以下の①~④についてすべてを満たすこと
  - ① 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠または商標出願済みであり、採択後に同内容の 出願を、優先権を主張して外国へ令和 5 年 12 月 29 日までに出願、事務手続きが完了するもの。
  - ② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
  - ③ 外国で権利が成立した場合等に「当該権利を活用した事業展開を計画している」または「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。
    - ※ 日本国特許庁に支払う費用については助成対象外になります。
  - ④ 外国出願に必要な資金能力および資金計画を有していること。

## 補助率・助成限度額

| 出願の種類          | 助成額·助成率               |
|----------------|-----------------------|
| 特許出願           | 助成額:150万円 助成率:1/2以内   |
| 実用新案・意匠・商標登録出願 | 助成額: 60 万円 助成率:1/2 以内 |
| 冒認対策商標登録出願     | 助成額: 30 万円 助成率:1/2 以内 |

## 募集期間

令和5年5月22日(月)~6月16日(金)17時まで

## 詳細な募集案内および申請書のダウンロードについて

https://www.tonio.or.jp/josei/2023-1tokkyoshien/ よりダウンロードしてください。

お問い合わせ先 公益財団法人富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター 連携促進課 〒930-0866 富山市高田 529 番地 富山技術交流ビル 1 階

TEL: 076-444-5606 FAX: 076-433-4207 e-mail: renkei@tonio.or.jp